

日本馬術連盟競技会規程 2024 年度版

障害馬術に関する主な変更箇所について

第2編 障害馬術競技

<第1章 現行通り>

第2章 アリーナとスクーリングエリア

第201条 アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害物

<1~7 現行通り>

8. ウォームアップエリアに入れる馬の頭数は、その大きさによる。チーフスチュワードはウォームアップエリアの広さにより、また安全対策を考慮して頭数制限を行う権限を有する。

第3章 障害物

第212条 コンビネーション障害

1. ダブル、トリプルもしくはそれ以上のコンビネーション障害とは、2個あるいはそれ以上の障害物の集合を意味し、各障害間距離は7m~12mとする(ただし、基準C採用のハンティング競技やスピードアンドハンディネス競技の場合、および障害間距離が7m未満の固定障害で2回以上の連続飛越を必要とするものを除く)。障害間距離は、着地側の障害物基底部から次の障害物の踏切側基底部までを測定する。

<2~5 現行通り>

<第4章~5章 現行通り>

第6章 ペナルティー一覧

第237条 基準Aでのスコア

1. 障害物での過失減点とタイム減点を加算したものが、選手の走行スコアとなる。第1位および/またはその他の順位で同点がでた場合は、当該競技について定められた条件に従い、走行タイムが順位決定に勘案される場合がある。
2. 人馬コンビネーションが出した総減点と共に障害物での過失減点、タイム減点も公式成績に記載しなければならない。

第7章 罰金、警告、イエローカード、失権、失格

第241条 失権

<1~3 現行通り>

4. 審判長(もしくは審判長が審判席に不在の場合は、審判長が自らの不在時に競技運営を任せるため指名した競技場審判団メンバー) がベルを鳴らしてラウンド中の人馬コンビネーションを失権とすることが馬および/または選手のウェルビーイング

グ(福利) および/または安全面での最善策であると判断した場合、その審判長(あるいはその代理)は自らの判断でベルを鳴らし(あるいは他の競技場審判団メンバーに指示してベルを鳴らさせ)、当該人馬コンビネーションを失権とすることができる。この失権の決定は最終的なものであり、上訴あるいは抗議の対象とならない。

<5 現行通り>

<第8章~9章 現行通り>

第10章 選手と馬

第256条 服装、保護用ヘッドギア、人工補助具、敬礼

1.1 2.2 フラットワークの際、選手は馬場馬術用の鞭使用を認められるが、いかなる場合も末端に重りのついた鞭の使用あるいは所持、もしくは長さが75cmを超える鞭をアリーナおよびスクーリングエリアで横木通過あるいは障害飛越の際に使用あるいは所持することは、厳格に禁止されている。鞭の代用品を携帯することは認められない。

<2~3 現行通り>

<第11章 現行通り>

第12章 競技

第276条 決勝ラウンドを行う競技

1. 2回走行と決勝ラウンドを行う競技

1. 1 この競技では、第1ラウンドで上位16名の選手が第2ラウンドへの出場資格を獲得し、第2ラウンドでは第1ラウンドでの成績(減点とタイム)のリバースオーダーで出場する。
1. 2 2回走行における減点とタイムの合計、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで選考された上位8名の選手が決勝ラウンドへ出場する。
1. 3 第2ラウンドのコースは第1ラウンドのコースと異なってもよい。
1. 4 決勝ラウンドのコースは第1ラウンドおよび/または第2ラウンドの障害物を用いた短縮コースでなければならず、新たに障害物を2個追加することができる。
1. 5 決勝ラウンドのスターティングオーダーは実施要項に定める条件に従い、2回の走行における減点とタイムの合計、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで決定した順位のリバースオーダーとする。
1. 6 決勝ラウンドでは、選手全員が減点0で走行を開始する。
1. 7 3回の走行ともタイムレースで基準Aに従って審査する。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、毎秒1減点となる。
1. 8 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
1. 9 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

1. 10 決勝ラウンドを出場辞退した選手、あるいは決勝ラウンドで失権または棄権した選手の順位付け詳細は、第247条1と第247条2を参照のこと。
2. 走行1回と決勝ラウンドを行う競技（決勝ラウンド：選手は減点0で走行開始）
 2. 1 この競技では、第1ラウンドから選手数の少なくとも25%、10名以上が決勝ラウンドへ出場でき、決勝ラウンドでは第1ラウンドの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。次の選手は実施要項の条件に従い決勝ラウンドへの出場資格を得る：
 - (i) 第1ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも25%か指定人数、いかなる場合でも10名以上が決勝ラウンドへの出場資格を得る；あるいは、
 - (ii) 第1ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも25%か指定人数、いかなる場合でも10名以上が決勝ラウンドへの出場資格を得る。そしていかなる場合も第1ラウンドで減点0の選手は全員が決勝ラウンドへの出場資格を得る。

決勝ラウンドに進める確実な選手割合あるいは人数を実施要項に記載しなければならない。

2. 2 決勝ラウンドでは選手全員が減点0で走行を開始する。
2. 3 両走行ともタイムレースで基準Aに従って審査する。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、1秒を超えるごとに減点1となる。
2. 4 決勝ラウンドのコースは第1ラウンドの障害物を用いた短縮コースでなければならず、新たに障害物を2個追加することができる。
2. 5 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
2. 6 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。
2. 7 決勝ラウンドを出場辞退した選手、あるいは決勝ラウンドで失権または棄権した選手の順位付け詳細は、第247条1と第247条2を参照のこと。

<第13章 現行通り>